

平成17年第1回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第5日目)

平成17年3月22日(火曜日)

午後 1時04分開議

追加行政報告

- 第15 議案第18号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第16 議案第19号 訓子府町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について
- 第17 議案第20号 訓子府町立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定
について
- 第18 議案第21号 町道路線の変更について
- 第19 議案第11号 平成17年度訓子府町一般会計予算について
- 第20 議案第12号 平成17年度訓子府町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第21 議案第13号 平成17年度訓子府町老人保健特別会計予算について
- 第22 議案第14号 平成17年度訓子府町介護保険事業特別会計予算について
- 第23 議案第15号 平成17年度訓子府町下水道事業特別会計予算について
- 第24 議案第16号 平成17年度訓子府町水道事業会計予算について
- 第25 議案第17号 訓子府町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議案第24号 北網広域圏組合規約の変更について
- 第27 議案第25号 網走地方教育研修センター組合規約の変更について

出席議員（14名）

1番	田中	與士信	君	2番	上原	豊茂	君
3番	小坂	正利	君	4番	渡邊	易右工門	君
5番	佐藤	静基	君	6番	橋本	憲治	君
7番	柴田	喜八	君	8番	大坪	勝廣	君
9番	高橋	徳男	君	10番	渡邊	守彦	君
11番	山本	朝英	君	12番	小林	一甫	君
13番	松浦	啓博	君	14番	安藤	義昭	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	深見	定雄	君
助役	宮川	伊三男	君
総務課長	山田	日出夫	君
企画財政課長	佐藤	正好	君
税務管財課長	皆川	義人	君
町民の声をきく課長	谷方	正夫	君
福祉保健課長	山川	栄二	君
農林商工課長	山内	啓伸	君
建設耕地課長	竹村	治実	君
生活環境課長	菊池	一春	君
水道課長	菊池	一春	君
施設車両課長	小田	藤夫	君
教育長	小野	茂	君
管理課長	平塚	晴康	君
社会教育課長	橋爪	実	君
監査委員	四十物	義雄	君
農業委員会事務局長	小野	良次	君
出納室長	佐野	正敏	君
行政改革対策室長	佐藤	純一	君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	林	春雄	君
議会事務局次長	菅野	宏	君

開議の宣告

議長（柴田喜八君） 予算審査特別委員会が終わりましたので、これより本会議を開きます。

議会運営委員長から、本日の議会運営について報告をいただきます。

議会運営委員長の報告

議会運営委員長（安藤義昭君） 議会運営委員会からご報告を申し上げます。

平成17年3月22日、第1回定例議会に伴っての行政報告が追加されまして、議会運営委員、個々に時間の関係上、ご相談を申し上げ、2件の行政報告を取り上げました。

協議の結果、一つはふるさと銀河線の存続問題に係っての行政報告。

2点目は、民生費指定寄付金の行政報告でございます。

行政報告2件後、本会議に移しまして、議案の審査ということになりますので、よろしくお願いいたします。

以上、報告終わります。

追加行政報告

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

深見町長から追加行政報告の申し出がありますので、この際発言を許したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって追加行政報告の発言を許します。

町長。

町長（深見定雄君） ふるさと銀河線の存続問題については、定例会の冒頭で行政報告をさせていただいたところですが、昨日北見市において、第12回ふるさと銀河線関係者協議会と北海道ちほく高原鉄道株式会社の取締役会が開催されましたので、それぞれの協議結果についてご報告いたします。

まず、はじめにふるさと銀河線関係者協議会の協議結果についてであります。協議会に先立ち開催されたふるさと銀河線の経営計画案の質問に対する発案者との意見交換、及びその後引き続き開催された沿線首長会議による意見交換の結果、経営計画案に対する回答について、持ち帰り検討が必要との判断から存廃の結論は、今月27日に開催する関係者協議会に持ち越すこととなりました。

経営計画案の質問に対する発案者からの回答概要説明させていただきますが、まず、中長期的な運行に必要な老朽化施設の更新について、会社として約30億円が必要とされているものであります。これについては新たに設立する運営会社が、保線費用や修繕費等を徹底的にコストダウンし、国の各種補助金を受けて行うとしております。

また、新会社については、小規模化することを基本とし、最高経営責任者と最高執行責

任者を選任するとのことであります。経営転換に必要な資金の調達につきましては、基金から10億円を新会社の株式出資金に充て、新会社は短期間に上場目指し、10億円は上場時に返還するとのことであります。

また、この計画の根幹をなす「銀河物産公社」の設立については、10億円の沿線自治体出資を想定し、沿線の物産約100種の中から有力商品をブランド化し、首都圏を中心に販売することとしております。なお、この物産公社の収益と鉄道に係る支出の大幅削減により、総体としては2年度から黒字化が可能とのことであります。

提案の質問に対する回答概要は以上のとおりであります。次回の協議会までにその内容を検討し、再度協議することとしたことを受け、その後開催された北海道ほく高原鉄道株式会社の取締役会につきましても、存廃問題に係る具体的協議は行わず、関係者協議会と同様、今月27日に開催する取締役会において、会社としての最終判断を確認し散会いたしました。

以上、ふるさと銀河線の存続問題について、ご報告をさせていただきましたが、関係者協議会としても、また、会社としても今月27日には大変厳しい決断をしなければならない状況となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、民生費指定寄付金についてご報告いたします。

去る3月17日、民生費指定寄付金がありましたのでご報告申し上げます。

東町の、故 久島昭三様の奥様から、生前夫が訓子府町に大変お世話になりましたとのことで、福祉に役立てていただきたいと100万円のご寄付をいただきました。ご寄付を賜りました久島愛子様のご厚意に心から感謝申し上げますとともに、寄付金につきましては、社会資本整備基金に積み立てることとし、本定例町議会に補正予算として追加提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） ただいまの行政報告に対し、若干の時間、質疑することを許します。1人2回に制限いたします。ご質問ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ありませんね。

はい。10番、渡邊守彦君。

4番（渡邊守彦君） ただいまふるさと銀河線の存続問題について、行政報告がありましたので、その中でちょっとわからないので、わかる範囲でお答えいただきたいと思いますが、経営計画案。それで中長期的なことを考えれば、30億円必要だと。その中で、新会社株式10億円。その中で物産会社と言うんですか、それをなんかつくるということで、この地域の生産物、そういったものを首都圏に販売してということですけども、もうちょっと詳しくわかれば、どういうことを考えて新会社が経営がやっていけるんだと。1年では赤字だけど、2年目からでは黒字が出るんだと。こういうことで、そのとおりになれば、これはそれなりに評価をして、地域住民としても「そんなのができるのであれば、喜ばしいことだな。」と。ぜひということになるかと思うんですけども、ちょっと中身をもうちょっと詳しくわかる範囲でよろしいので、お知らせいただきたいと思いますが、

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいまふるさと銀河線の新会社の関係でお尋ねをいただきました。今町長からご報告しました会社につきましては、2通りの要素がございます。

一つは、運営そのもの、経営そのものをする鉄道会社としての会社。それが一応10億円の出資金で立ち上げて、そして、上場した段階でその基金から充てた10億円は基金にお返しするということになってございます。それとこの中で30億円。これから中長期的に運行するとした場合には、車両の更新ですとか、レールの交換、あるいは橋梁の補強など等に約30億円ほどかかるという会社側の試算なんですけれども、これに対して、今回提案のあった中では、具体的にどうのこうのという言葉ございませんで、保線費用、修繕費用については、徹底的なコストダウンを図るんだと。また、外部委託によって経費を限りなく圧縮していくと。それと、これは今ちほく高原鉄道でも同じなんですけれども、新たなものとすれば、新たに事業をやろうとしたときに受けれる国の補助金等を投入してくるんだということで、具体的な中身までは触れられていないというのが現状でございます。

それと、2点目にお尋ねありました銀河線の物産公社についてなんですけれども、これにつきましても、それぞれの沿線から10億円の出資金、株式を受けて、会社を設立するということになってございます。これは先ほど行政報告した中身以上のものはないというのが現実なんですけれども、いわゆる100品種の中から優良なもの、魅力あるものを抽出して、ブランド化して、都市の方に売り出していくと。あるいは、ネット販売ですとか、通販だとか、そういったもので売り上げを伸ばしていこうということになってございます。

先方の方から回答書いただいております、今盛んに係の方で編さんしている最中ですので、できあがり次第また皆様方に参考まで配布しようかと考えております。

以上でございます。

議長（柴田喜八君） 6番、橋本憲治君。

6番（橋本憲治君） 報道によってちょっとよくわからないんですけれども、関係者連絡協議会のもし結論が出て、存続が出たというような結論がもし出て、そして、報道によりますと、最終的には会社が判断をすることによってまた違ってくると。こういう二つの協議会と会社の判断が、意見の相違があった場合に、最終的にはどちらの意見で最終結論になるのかな。ちょっと内容を見て良くわからなかったんですけれども、その辺のところいかがでしょうか。

議長（柴田喜八君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） ただいま関係者協議会と、その会社としての判断のことについて、お尋ねいただきましたけれども、一番理想的なのは、関係者協議会の結論と会社の結論が一致するというのが理想的な状態なんですけれども、最悪の場合、関係者協議会の方では結論が出ないで終わってしまう可能性も無きにしもあらずという状況になります。その場合には、会社としましては、運営していく資金の担保がなければ、運営を継続することができないんですね。これは当然株式会社ですから商法の適用を受けます。その資金担保がない中で、赤字なることがわかって運営した場合には、それを決定した取

締役の方に当然その赤字に係る、赤字ということは最終的に株主の皆さんに損失を与えるということになりますから、そういった場合には当然損害賠償の対象になってくるというようなことでもあります。ですから、会社としては当然資金担保がなければ、廃止という決断もあり得るかと思えます。

議長（柴田喜八君） 3番、小坂正利君。

3番（小坂正利君） 今までの説明の中で聞く限りでは、2年目から黒字なるということであれば、銀河線はもちろん廃止しない方がいいと思いますし、ただ、企業としてやっていく場合、このあと1週間足らずでその計画の信ぴょう性と言うか、信ぴょう性と言ったら言葉に語弊あるのかもかもしれませんけども、その辺が判断できるのかどうか。これ例えば、この2年後に黒字なるということをやったはいいんですが、それが結果的に今までと同じような赤字が続くとき、そのときの責任というのは、自治体はどんなふうなかかわりを持つのか、その辺をわかれば教えてほしいのですが。

議長（柴田喜八君） 町長。

町長（深見定雄君） 今のご質問あるような心配というのは、私どもも実はしているところでございます。

私もかつて民間企業の経営に携わった人間として思いますのに、企業の経営・運営というのは、そう甘いものではないと。

もし、この今提案になりました物産公社について、もしこれをスタートさせてそれなりの効果が出たとすれば、これは大変ありがたい話なんですけれども、ただ、企業経営というのはそう甘いものではございませんので、画に描いた餅では、これは私は駄目だというふうに思っております。やはり、もしこの物産公社をスタートさせた場合、当然従業員も雇用しなければなりません。雇用する以上、やはり従業員の幸せも確保しなければならないというようなことを考えますと、間違いのない企業運営の保証がされない限り、これはそう簡単なものではないというふうに判断をしておりますが、せっかくいただいたこうした提案でございますので、私なりにもししっかりまた検討させていただき、そして、各取締役とともに十分な議論を尽くした中で、今度の27日になりますけれども、この時点で最終的な判断をさせていただきたいと思っております。

今それぞれの議員さんからご質問がございましたような心配というのは、私もやはり同じようにしているところでございまして、この辺は十分一つ検討して、対応させていただきたいと思っておりますので、まずはこうした提案のあったことについて、ご報告をさせていただいたというふうにご理解いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（柴田喜八君） ほかにございませんか。

はい。10番、渡邊守彦君。

10番（渡邊守彦君） 今町長が言われたことは、もっともなことだと思います。

われわれも今から10数年前に、ちほく高原鉄道に新会社ができたときに、そのときに私も農協の役員しておったものですから、訓子府農協の出資金が200万円です。銀河鉄道に。それでその200万円の出資するときに、私も非常に心配したことがございます。ちほく高原鉄道のもともとの設立当時の営業目標と言うんですか、営業目的と言うんです

か、ものすごかったんです。例えば、先ほど言った物産公社の関係でも地域の農産物を売るんだと。それで私は当時農協の役員しておったものですから、これは農協と競合すると。地域の農産物を売るということは、農協と競合するということで、私は200万円の出資ちょっと考えたんです。そんなことで当初からそういったものは、例えば映画館をやります、食堂をやります、ホテルをやります。いろんなメニューがあったんです。営業目標に、営業目的と言うか、そんなことであったんです。今そんなことが、最終の最後になって出てきて、なんでそんなことができるのであれば、もっと早くに手当てをしなかったのかなと、私はそう思います。そんなことも考えて、そのこれからの協議会でいろいろと検討をしていただきたいと思います。

以上です。

議長（柴田喜八君） ご意見ということでよろしいですね。はい。

ほかにございますか。

（「なし」との声あり）

はい。以上をもって追加行政報告を終了いたします。

議案18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第11号、
議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号

議長（柴田喜八君） お諮りいたします。

予算審査特別委員会は、議長除く全員で行いましたので、委員長報告は会議規則第41条第3項の規定により省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よって委員長報告は省略することに決しました。

お諮りいたします。

一括議題の質疑につきましては、予算審査特別委員会で行っておりますので、質疑を省略し、これより一括議題の討論に入りたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） 異議なしと認めます。

よってこれを一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論をお願いします。

まず、各案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。次に、各案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） はい。討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

議長（柴田喜八君） これより一括議題の議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号の採決をいたします。

討論のなかった案件については、一括採決をいたします。

議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号は、原案のとおり決することに異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（柴田喜八君） ご異議なしと認めます。

よって議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

議案第17号、議案第24号、議案第25号

議長（柴田喜八君） これより提案の説明が終わっております議案第17号、議案第24号、議案第25号について、各案ごとに質疑・討論・採決をいたします。

最初に議案第17号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。74ページになります。

はい。5番、佐藤静基君。

5番（佐藤静基君） ちょっとこの課の中で、水道課がちょっと抜けてるんですが、町民が水道のことで用事があるとすれば、どこの課になるんでしょうか。新機構の中に水道の欄がないんですが、これはちょっと別な考え方なんでしょうか。

議長（柴田喜八君） これ今この案件と直接関係はないんですけども、皆さんにしてみると関係のあるということで、ちょっと考え方を答弁してもらいましょう。

はい。総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 水道事業につきましては、特別事業ということで、条例別に定めてあるんですね。ちょっと今条例の正式な名称、手元にちょっと条例例規持ってきてませんが、別に条例の定めがありまして、そちらの方で規定してございますので、ご理解願いたいと思います。

議長（柴田喜八君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 名前は水道課でございます。

議長（柴田喜八君） ちょっとここで休憩をいたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 1時39分

議長（柴田喜八君） 休憩を解き会議を継続いたします。

そのほかにご質問ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第24号の質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第24号の採決行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号の質疑行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

散会の宣言

議長(柴田喜八君) お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(柴田喜八君) はい。異議なしと認めます。
よって本日は、これにて散会することに決しました。
明日は午前10時からです。
ご苦労さまでした。

散会 午後 1時43分